

上三川町行政改革大綱

(第4期：平成22年度～平成26年度)

平成22年3月

上三川町

目次

| | | |
|----------|-----------------------------|----|
| 1 | 行政改革を進める基本的な考え方 | 1 |
| (1) | 行政改革の必要性 | 1 |
| (2) | 行政改革大綱策定の趣旨 | 2 |
| (3) | 行政改革大綱の推進体制と住民への公表 | 2 |
| (4) | 行政改革大綱の推進期間 | 3 |
| 2 | 行政改革の基本理念と基本方針 | 4 |
| (1) | 目指すべき将来像 | 4 |
| (2) | 行政改革のメインテーマ | 4 |
| (3) | 行政改革の基本方針 | 4 |
| 3 | 行政改革の主要施策 | 7 |
| 【主要施策】 1 | 事務事業の見直し | 7 |
| 【主要施策】 2 | 時代のニーズに即応した組織・機構の見直し | 10 |
| 【主要施策】 3 | 定員管理の適正化と計画的・効率的な行政運営 | 11 |
| 【主要施策】 4 | 行政の情報化等による住民サービスの向上 | 13 |
| 【主要施策】 5 | 住民参画と公共施設の効率的な設置・運営 | 14 |
| 【主要施策】 6 | 財政の適正かつ健全な運営 | 15 |

1 行政改革を進める基本的な考え方

(1) 行政改革の必要性

上三川町は、すべての分野にわたる「安心・安全」、「活力」、「協働・自立」のまちづくりを基本として、住民サービスの維持・向上を図りながら、収支のバランスに留意し、これまで、「上三川町行政改革大綱（第3期）」に基づき、事務事業や公共施設の管理体制の見直しなどを行うとともに、様々な経費削減に取り組みながら、財政基盤の強いまちづくりを進めてきました。また、住民の利便性の確保を最重視して必要なサービスを継続していくため、効率的な組織・機構づくりに努めてきたところです。

しかし、少子高齢社会の到来する中で、住民ニーズは高度化・多様化し、国・地方の財政が極度に悪化している状況を考えると、国・地方自治体のみがそれに応えるべく、きめ細かな公共サービスを提供することは極めて困難になっており、これまでの行政主導による社会経済システムは、既に限界にきていると言われています。

これからの地方自治体には、住民と行政との「協働のまちづくり」を積極的に推進していくことがより一層求められており、併せて地方自治体と地域住民、あるいは住民相互間での対話や、行政への住民参画を推進しながら、政策を決定・実行していくことが求められています。

今後の行政運営においては、国と地方自治体の関係の変化に適切に対応するとともに、民間と行政の間においても、住民団体・NPO・企業・地域などの参加と役割・責任分担による新たな「公」^{注)}の創造をより一層推進していくことが必要となります。

こうした動向に的確に対応し、「活力に満ち、魅力あるまちを次代に引き継ぐ上三川の改革」を築き上げていくため、行政改革を継続的に推進し、自律（住民の参画と協働、経営手法の導入などによる行政運営の新たな仕組みの確立）・自立（自主財源の確保など財政基盤を強化し、サービスの質の向上）したまちづくりを進めていくことがより一層必要となっています。

注) 新たな「公」＝「公」を行政がすべて担うのではなく、住民団体・NPO・企業・地域などの多様な主体が協働して担い、豊かな社会を築いていくこと。

(2) 行政改革大綱策定の趣旨

現在、上三川町が直面している課題は、「上三川町総合計画に掲げる将来像の実現」と、「将来の歳入の減少にも耐えうる持続可能な財政構造の実現」の2つが挙げられ、これらに対処するため、危機感と緊張感を持ちつつ、より一層の行政改革を推進していかなければなりません。

その実施方策としては、“住民の参画と協働”、そして“経営手法の活用”という視点での取り組みが挙げられます。

“住民の参画と協働”とは、上三川町第6次総合計画において掲げられた「協働・自立」のまちづくりの基本理念に立ち、住民と行政が上三川町の持続的発展という共通の目標を持って、役割分担と責任分担のもと、それを実現していくという考え方です。

そして“経営手法の活用”とは、行政運営においても民間企業と同様に、スピード、顧客志向、目標志向、コスト意識を徹底し、ニーズを的確に捉えたサービスとその質を確保していくという考え方であり、これらの基準を定期的に点検できるシステムを構築し、その点検に応じて適時、危機感を持った行政改革をさらに踏み込んで、かつ、緊急に図っていくことです。

これらの視点に基づき、一層の行政改革に取り組み、地方分権の時代にふさわしい有効性・効率性を追求した行政システムの確立を図らなければなりません。

この「上三川町行政改革大綱（第4期）」は、上三川町が将来に向けて持続的に発展していくため、「上三川町行政改革大綱（第3期）」の成果を向上させるとともに、残された課題等を検証し、「上三川町行政改革大綱（第4期）策定等懇談会」の提言等を踏まえて策定したものです。そして、住民の理解・協力と町議会との連携を保ちながら、上記の2つの課題に対応するため、行政改革を継続的に推進し、上三川町第6次総合計画の目指す将来像である「より安心・安全で活力のあるまち 上三川」の実現のための指針と位置づけます。

(3) 行政改革大綱の推進体制と住民への公表

行政改革を積極的に推進するため、具体的な行政改革への取組事項を定めた「上三川町集中改革プラン（第2期）」を策定するとともに、庁内に「上三川町行政改革推進委員会」及び「上三川町行政改革推進幹事会」を設置し、併せて、広く住民の理解と信頼を高めるため、「上三川町行政改革大綱（第4期）策定等懇談会」を設置します。

また、行政改革の進捗状況は、定期的に「上三川町行政改革大綱（第4期）策定等懇談会」と「町議会」に報告するとともに、ホームページ等を通じて、広く住民に公表します。

(4) 行政改革大綱の推進期間

「上三川町行政改革大綱（第4期）」の推進期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの5ヶ年とします。

2 行政改革の基本理念と基本方針

(1) 目指すべき将来像

「より安心・安全で活力のあるまち 上三川」の実現のため、「安心・安全」、「活力」、「協働・自立」を基本としたまちづくりを進めることにより、誰もが住んでみたくなる、住み続けたくなるまちの実現を目指していきます。

(2) 行政改革のメインテーマ

多様な行政需要に的確に対応し、活力に満ちた魅力ある上三川町を築き上げていくため、上三川町第6次総合計画の推進を基本に置き、「より安心・安全で活力のあるまち 上三川」の実現のため、「上三川町行政改革大綱（第3期）」のメインテーマを発展させ、さらなる住民活動の活発化、職員の創意ある活発な行政事務への取り組みを目指して、「上三川町行政改革大綱（第4期）」のメインテーマを次のとおり定めます。

活力に満ち、魅力あるまちを次代に引き継ぐ 上三川の改革

(3) 行政改革の基本方針

「上三川町行政改革大綱（第4期）」の基本方針を次のとおり定め、これまでの行政改革を継続し、さらに推進していくこととします。

① 行政改革の継続

行政改革の個別の取組の内容については、終期が設定された時限的な内容のものもありますが、行政改革という大きな枠組みで捉えれば、その取り組みの継続が重要となります。

「上三川町行政改革大綱（第4期）」の策定に当たり、「上三川町行政改革大綱（第3期）」から継続が必要な取組の内容については、中断することなく、継続して取り組みます。

② 効果的・効率的な行政改革への取り組み

行政改革は、限られた人員や経費の中で最大限の成果や効果を達成することが重要です。

改革に取り組んでも成果や効果が見られない、また、改革の成果や効果を測定することに多くの時間を要し、多額の経費が掛かるという改革は、真に行政改革が目指すものとは異なります。

行政改革の取組事項は、実効性のある取り組みを中心に組み立て、その進行政管理や評価については、事務事業評価の活用も検討し、効果的・効率的な取り組みを行います。

③ 職員の意識改革と能力の開発

厳しい財政状況の中、地方分権による新たな行政課題や住民ニーズの変化に的確に対応するため、全職員が現状に対する危機意識と緊張感、スピード感覚を持ち、行政改革を職員が自らの問題として認識するよう意識改革を図るとともに、職員一人ひとりの資質の向上、能力の開発を進め、積極的な意欲と行動力を持つ人材の育成を図ります。

④ 住民のまちづくり意識の醸成

行政改革の成果を上げていくため、行政内部だけの取り組みにとどまらず、住民の自発的・積極的な行政各分野への参画を促進します。

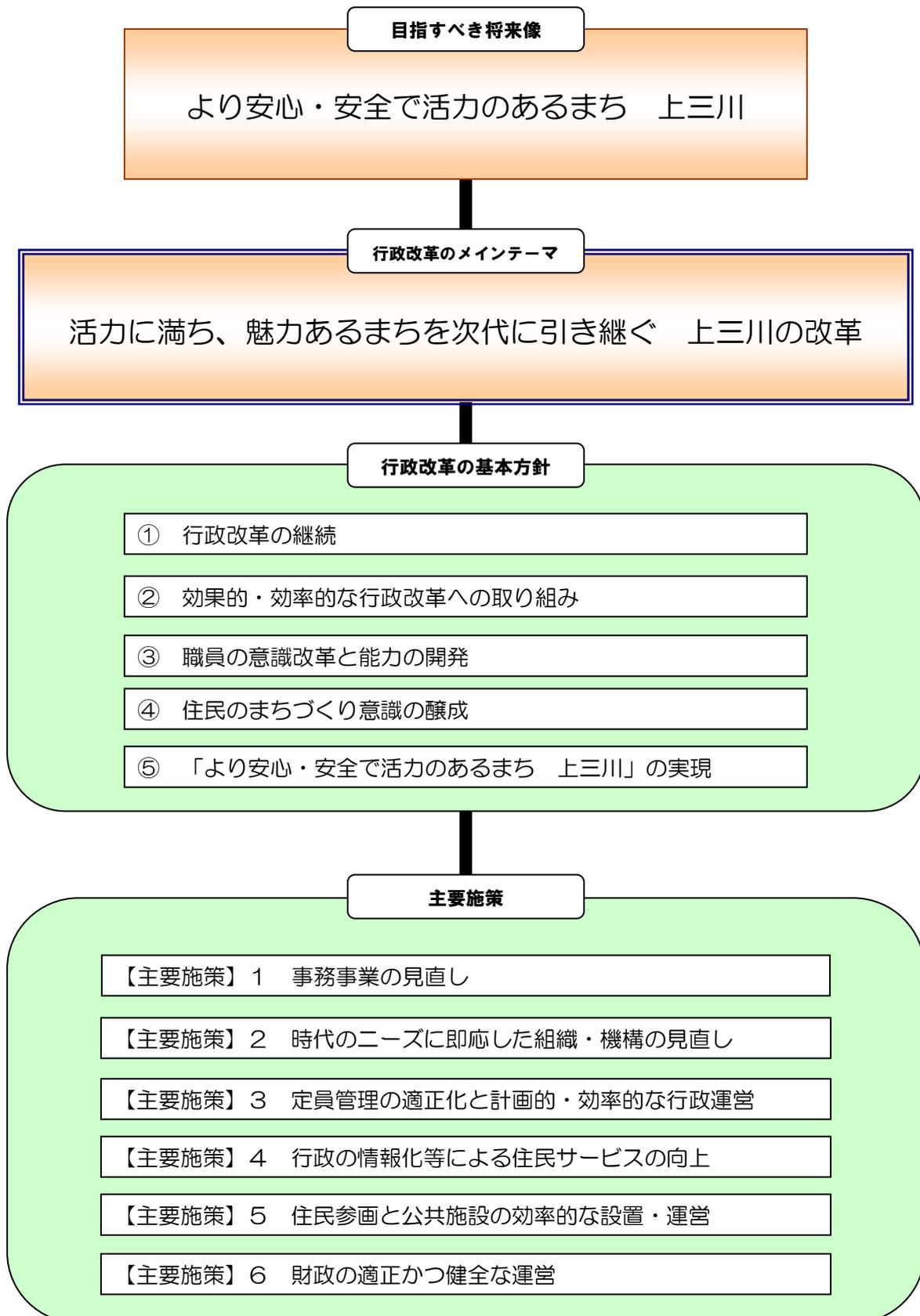
また、個人・団体等が地域社会における役割を認識し、住民と行政が互いの責任と役割分担のもとに協働して、魅力と活気あふれるまちづくりを進めることにより、住民自治・地域自治の実現を図ります。

⑤ 「より安心・安全で活力のあるまち 上三川」の実現

すべての分野にわたって「安心・安全」、「活力」、「協働・自立」を基本としたまちづくりを進めることにより、誰もが住んでみたくなる、住み続けたくなるまちの実現を目指します。

このことから、水と緑の豊かな自然とこれまで培われてきた歴史・文化を大切にし、生活環境整備・基盤整備の推進、活力に満ちた産業振興の推進及び住民と行政の協働体制や住民自治の確立等を基本目標として、各種の施策を計画的に進めます。

【上三川町行政改革大綱（第4期）の体系】



3 行政改革の主要施策

【主要施策】1 事務事業の見直し

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、事務事業について不断の見直しを進め、緊急度の高いものを選別し、効率的な事業の実施を図ります。

また、住民サービス向上の観点から事務手続の迅速化、効率化を進めます。

(1) 事務事業の整理・合理化

① 行政評価制度の推進

計画→実行→評価→改善の作業を行うことにより、効率的・効果的な行政運営を行います。

② 特別保育の実施

公立保育所の民営化により保育サービスの向上を目指すとともに、公立保育所についても対応可能なサービス向上に積極的に努め、保育行政全体のサービスの向上を図ります。

③ 職員提案制度の推進

職員の提案により、組織運営や事務処理の効果的・効率的な運営と合理化を図ります。

④ 文書取扱規程に基づく文書管理の実施

年1回、各課の文書管理の点検を実施し、適正な業務記録の保管を行います。

⑤ 行政財産の見直し

インターネットを活用した売却を検討するとともに、「公有財産の運用方針」に基づき、未利用財産の売却処分を行います。

⑥ 公用車の効率的な更新

公用車の台数削減など、「公用車更新計画」に基づく車両の更新を行います。

⑦ **巡回バス利用促進を図るための運行内容の改善**

巡回バスの利用を促進するため、運行内容を見直します。

⑧ **シティーセールスの推進**

まちのイメージの向上やブランド力を高めるため、自然や文化など「まちの景観スポット」をまちの「魅力ある資源」として、ホームページ等を活用し、まちの内外に効果的に情報発信します。

(2) 行政手続の公平の確保・透明性の向上

① **新地方公会計制度による財務4表の公表**

バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書をホームページ、広報等により公表することで、住民への説明責任を果たし、町の財政状況が把握できるようにします。

② **情報公開制度の適正な運用**

年1回、前年度分の実施状況を公表し、情報公開制度を住民に周知するとともに、制度の目的に合った適正な運用を図ります。

③ **個人情報保護制度の適正な運用**

年1回、前年度分の実施状況を公表し、個人情報保護制度を住民に周知するとともに、制度の目的に合った適正な運用を図ります。

④ **行政手続制度の適正な運用**

行政手続制度の対象事務の見直しを定期的に行うとともに、条例に基づく適正な制度運用を図ります。

(3) 民間委託の導入

① **アウトソーシング（外部委託）の調査・研究及び積極的な民間委託（指定管理者制度等）の推進等**

事務事業の見直しを行い、外部委託できるものは積極的に委託を推進するとともに、指定管理者制度の導入を行わなかった施設について再検討を行います。

② **小中学校給食業務の委託**

調理員の任用替えの実施と合わせて、完全委託を検討します。

③ 保育所の民営化

公立保育所の民設・民営化により、サービスの向上及び人件費の節約を図ります。

④ 水道施設管理業務の民間委託

配水場施設の運転や管理業務は、電気等専門知識や技能が必要であるとともに、その精度維持やコスト縮減からも今後も民間委託を継続していきます。

【主要施策】2 時代のニーズに即応した組織・機構の見直し

新たな行政課題や住民の多様なニーズに対応するためには、常に組織・機構の見直しを行い、時代に即応した組織・機構を整備していかなければなりません。

このため、組織・機構全般の総点検を常に行い、今後、進めるべきまちづくりの方向に合致した、簡素で機能的・効率的な組織・機構づくりを行います。

(1) 組織・機構の整備

① 組織の統廃合・改編

地方分権に的確に対応し、住民の高度化・多様化したニーズに対応できるよう随時、事務分掌の見直しや組織機構の整備を図り、効果的・効率的な組織運営や事務処理を行います。

② 窓口業務の時間延長等の検討

平成 21 年度から開始した窓口延長の結果を検証することにより、期間及び業務の拡大を検討し、住民サービスの向上を図ります。

③ 消費者相談窓口の設置検討

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）により町での消費生活センターの設置が明示されたことから、町単独による設置、広域設置又は委託による設置の検討を行います。

【主要施策】3 定員管理の適正化と計画的・効率的な行政運営

住民ニーズの高度化、多様化に伴い増加する行政需要に対して、弾力的かつ的確に対応していくため、適正な定員管理を一層推進します。

また、適切な人員配置に努めるとともに、時代の変化に対応する人材の育成、能力開発を進めるとともに、能力や職務に応じた適正な給与体系の維持に努めます。

(1) 人事システムの確立

① 人事評価制度の導入

「人材育成基本方針」等に基づき、今後の職員の能力開発に係る基本的な事項を明確化し、人事管理及び職員研修等に係る諸施策を体系化するとともに、自己申告制度の導入等により、本人の意向、適性を踏まえた総合的な制度の導入を推進します。

(2) 定員の適正化

① 定員適正化計画による適正な定員管理

定員適正化計画（平成 23 年度～平成 27 年度）を策定し、組織運営や事務処理の効果的・効率的な運営と合理化を図ります。

② 任用替え制度等の運用

職員の退職年度を勘案し、引き続き調査・研究を行い、組織運営や事務処理の効果的・効率的な運営と合理化を図ります。

(3) 給与水準の適正化

① 給与水準の適正化の維持

国・県等の情報の把握、人事院勧告等に基づく給与改定の実施により、適正水準の人件費の維持に努めます。

② 手当ての見直し

引き続き適正水準を検討し、人件費の抑制に努めます。

③ 出張旅費の見直し

出張旅費の日当の見直しを検討します。

(4) 人材育成計画の推進と職員の資質向上

① 職員の意識改革の推進

人材育成基本方針及び人材育成実施計画を見直し、職員研修等を通じて、より一層の職員の意識改革に努めます。

② 専門的実務研修の実施

各課における実務研修の実態を調査研究し、必要に応じて市町村アカデミー等の研修へ積極的に参加するなど、職員の専門的実務研修を行います。

③ 人事交流

引き続き、県との人事交流を行うとともに、職員の県への研修派遣を検討し、職員の資質向上を図ります。

【主要施策】 4 行政の情報化等による住民サービスの向上

行政の効率化や住民に対する行政サービスの向上を図るため、住民ニーズとコスト削減を強く意識しながら、情報化社会に対応した行政運営を目指します。

(1) 情報化の推進と住民サービスの向上

① ホームページを活用した情報提供の推進

住民への分かりやすい情報提供や行政の透明性の拡大を図るため、ホームページの充実を図ります。

【主要施策】5 住民参画と公共施設の効率的な設置・運営

住民参画のもとでまちづくりが効果的に推進されるよう、行政の効率化はもとより、住民の英知とエネルギーを結集しながら、住民と行政との協働のまちづくりを推進します。

また、民間活力の積極的活用も含め、効率的・効果的な公共施設の設置及び運営に努めます。

(1) 住民参画の推進

① コミュニティ活動の推進

コミュニティ組織の構成区域の整理やコミュニティ未組織地域の組織化を促進し、コミュニティ活動の活性化を図ります。

② 女性委員登用率の向上の推進（女性目標割合 30%）

審議会、委員等への女性の積極的な登用を図り、男女が共に参画できる社会づくりを目指します。

(2) 公共施設の効率的な設置・運営

① 職員の福利厚生施設の見直し

庁舎敷地内のテニスコートを駐車場に用途変更し、イベント開催時における駐車場の確保を行います。

② 農業集落排水事業の普及・推進、適正な施設管理

農業集落排水事業の普及を推進するとともに、施設の保守点検・維持管理の委託を推進し、経費の節減を図ります。

【主要施策】6 財政の適正かつ健全な運営

事務事業の徹底した見直しを進め、経費節減を図るとともに、より一層の自主財源の確保に努め、限られた財源で最大限の効果を上げる適正かつ健全な行政運営を図り、持続可能な財政構造の実現を目指します。

(1) 財政の健全化

① 現年度納付と滞納処分の強化

現年度納付を強化し、滞納の増加を抑制するとともに、滞納処分を強化し、収納率の向上に努めます。

② 課税客体的確な把握と適正な課税

地方分権が進む中、行政サービスの向上につなげるため、自主財源の確保は必要不可欠であることから、町税について引き続き課税客体的確な把握と適正な課税に努めます。

③ 起債残高の削減

健全な財政運営の堅持、公債費の削減のため、一般会計起債残高の削減に努めます。

(2) 補助金等の整理・合理化

① 補助金等の適正化

上三川町補助金等基本条例に基づき、すべての「まちづくり補助金」を対象に審査を行い、補助金総額の適正化に努めます。

(3) 使用料及び手数料等の見直し

① 広報かみのかわ等広告掲載事業の推進

広報かみのかわ、町ホームページの民間企業等の広告件数を増やします。

② 水道検針票の広告の検討

現在実施している検針票の広告掲載について募集方法等についての見直しを検討するとともに、広告主確保のための有効な手段について検討します。

③ ごみの減量化の推進

ごみの排出抑制や最終処分場の延命化を図るため、家庭系ごみについて、減量化を推進します。

(4) 公営企業の経営健全化

① 公営企業に係る事務事業全般の見直し

水道料金等の未収金の回収強化や新規使用者の増加に取り組むことで、公営企業の経営健全化を図ります。